

中期目標・中期計画（素案）

旭川医科大学

平成15年9月24日

国立大学法人旭川医科大学 中期目標・中期計画(素案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文)大学の基本的な目標 医療の質の向上、地域医療への貢献を推進するため、高い生命倫理観を有し高度な実践的能力を有する医療職者を育成する。同時に、生命科学に関する先端的な研究を推進し、高度な研究能力を持つ研究者を育成する。 このような役割を果たすため、国立大学法人旭川医科大学(以下「本学」という。)の中期目標は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 創造的意識が高い個性的な大学創りに努める。 2. 人間性豊かな高い倫理観を有し、多様な資質を有する医療職者を養成する。 3. 先端的医科学の発展に貢献し、新たな先端医療への基盤を形成する。 4. 高度先端医療を開発し、広範囲な地域医療を高質化するとともに国際的な医療の発展に貢献する。 5. 大学と社会との連携を活発化し、社会に開かれた大学として地域社会に貢献する。 6. 他の国立大学法人との再編・統合・連合の在り方について引続き検討する。 7. 中期目標の達成状況を踏まえ、目標を適宜見直す。 <p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中期目標の期間 平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間 2 教育研究上の基本組織 〔この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。〕 <p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する目標 <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全学的な教育理念及び教育の成果に関する目標 本学は、道北・道東地域における高度先端医療の提供と医療過疎の解消を主な目的として設置された医療系の単科大学である。この趣旨を踏まえて、「高度先端医療を実現 	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 教育に関する目標を達成するための措置 <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教養教育及び医療専門教育の成果に関する具体的目標の設定 「高い実践的臨床能力」を育成するために、的確な診断・治療を行うための基本的臨床能力、高度先端医療を適切に実践するための論理的思考能力、課題を主体的に解決するための問題解決能力等を重視した教育を強化する。

し、かつ、地域医療に大きく貢献する医療従事者を育成することにより、社会に貢献すること」を教育理念とする。この理念を実現するために、以下の教育目標を掲げる。

高度先端医療を実現するための「十分な知識と高い実践的臨床能力」を持った医療従事者を育成する。

全人的な医療の実践により地域に貢献するための「豊かな人間性」を持った医療従事者を育成する。

医療従事者間の国際的連携を可能にする「国際的なコミュニケーション能力」を持った医療従事者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

アドミッション・ポリシーに関する基本方針

() 学士課程

医師・看護職者としての適性ととも地域社会への関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ学生を受け入れる。

() 大学院課程

偏りのない知識と知的好奇心を持ち、生命科学や社会医学の研究に意欲を持つ人材を受け入れる。

教育課程、教育方法、成績評価等に関する基本方針

() 学士課程

医療に対する多角的な視点と豊かな人間性を育成するために、幅広い教養科目を設定する。

医療知識の体系的な理解、社会に貢献する態度、社会と医療の理解、生涯学習の意欲を育成するために、医療の多様な内容を有機的に結ぶカリキュラムを設定する。

学生がプライマリーケア並びに地域(僻地)医療等についての理解と関心を深めるための教育を推進する。

() 大学院課程

高い生命倫理観と研究意欲を持つ人材を育成する。高度専門職業人として必要な知識と技能を修得させる。

国際社会に貢献できる人材を育成する。

「豊かな人間性」を育成するために、患者理解のための臨床心理学的能力、患者及び他の医療従事者との適切なコミュニケーション能力、患者の人権・生命の尊厳等に関する高い倫理観等を重視した教育を強化する。

「国際的なコミュニケーション能力」を育成するために、文化・歴史・社会問題等に関する幅広い視野と、外国語によるコミュニケーション能力を重視した教育を強化する。

教育の成果・効果の検証に関する具体的目標

アドミッションセンターを中心として、入学から卒後の職業活動までの学生の活動に関する追跡調査を行い、教育の成果・効果を検証する。

各年度の学生収容定員

(別表に記載)

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

() 学士課程

オープンキャンパスやホームページ等の充実により、アドミッション・ポリシーの周知徹底を図り、地域医療に関心を持つ受験者を増やす。

アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を推進するために、現行のA0入試方法を改善する。

アドミッション・ポリシーに沿った人材の育成という観点から、アドミッションセンターを中心として現行の各種入学者選抜方法を事後評価する。

() 大学院課程

平成17年度から、アドミッション・ポリシーを各種刊行物、大学案内及びホームページに掲載の上、周知を図る。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

() 学士課程

豊かな人間性と多角的視点の育成という観点から、保健・医療・福祉施設等における実学的実習を充実させる。

平成20年度末までに、医学・看護学の基礎教育としての適正性、コア・カリキュラム等との整合性、及び、基礎から応用までをカバーする知識の一貫性という観点から、全カリキュラムを改革する。

プライマリーケア医学教育及び地域(僻地)医療教育を充実させ、定期的に点検評価する。特に、プライマリーケア医学教育については、担当教員の国際交流を推進する。

() 大学院課程

生命倫理に関する医学セミナーを導入する。

専門領域を横断する統合セミナー、海外からの研究者による特別セミナーを導入する。

英文論文執筆に関する特別講義を導入する。

- 授業形態・学習指導法等に関する基本方針
学生の実力に合った授業形態・学習指導法を実施する。
自学自習の態度を身に付けさせる。
入学直後から医療に関するモチベーションを高める。
医療倫理、コミュニケーション能力及び基礎的臨床能力を修得させる。
国際的なコミュニケーション能力を向上させる。

- 適切な成績評価等の実施に関する基本方針
評価基準を周知徹底することにより、評価基準が科目毎に異なるシステムを構築する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 教職員の配置に関する基本方針
教育目標の実現を図るために必要な教育体制及び教育支援体制を整備する。
教育内容の検討に関する方針
教育内容を明確化し、充実させるための体制を整備する。
- 教育環境の整備に関する基本方針
講義等に必要な施設・設備の整備・活用を図る。
- 医学教育実践指導センターの充実
臨床技術向上のための施設を有効活用する。
- 教育の質の改善に関する基本方針
教育評価の適切な方法を機能させ、その結果を教育の質の向上に結び付けるシステムを整備する。

(4) 学生への支援に関する目標

- 学習支援に関する基本方針
学生一人ひとりの学習意欲を高めるための学習支援方法等を整備する。
- 生活支援等に関する基本方針
学生が、心身の悩みや生活全般についての問題を気軽に相談できる体制を整備する。
留学生の支援に関する基本方針

- 授業形態・学習指導法等に関する具体的方策
補習教育科目を充実させる。
学生の自学自習の態度を育成する「チュートリアル教育」を充実させる。
医療に関するモチベーションを高めるために早期体験実習を充実させる。
医療・福祉施設等における実習や診療参加型臨床実習を充実させる。

海外医療従事者の招聘、オンライン英語学習システムの導入等を行い、国際的なコミュニケーション能力を育成する。

- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
科目ごとの成績評価基準をシラバスに掲載するとともに、学業成績の優秀な学生を表彰する制度を創設することにより、評価基準を内外に周知徹底させる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 適切な教職員の配置に関する具体的方策
教員の基礎教育及び大学院教育への相互参加により教育課程全般を強化する。
講座及び学科目の再編・統合による教育支援体制の整備を検討する。
- 教育内容の検討を行うための組織体制
教育支援室において、特色ある教育支援体制を検討する。
- 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
図書館の設備を充実し、利便性を高める。
マルチメディア教育設備の充実を図る。
他大学と電子ジャーナル等の共有化を検討する。
- スキルズ・ラボラトリー（臨床技術向上のための実践施設）の有効活用
スキルズ・ラボラトリーを、卒前・卒後医学教育、学内外の医療従事者等の教育に積極的に活用する体制を整備する。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的な方策
平成16年度末までに、「学生による授業評価」の点検評価を行い、学外評価を含む授業評価方法を検討する。
平成18年度末までに、教育者として優秀な教員を表彰する制度を創設する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
学習に関する相談対応・助言を行う制度を、周知徹底し活用を促進する。
- 生活相談、健康相談等に関する具体的方策
健康指導・健康診断・カウンセリングを充実させる。

留学生に対する配慮

留学生に対する各種支援活動を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 目指すべき研究水準に関する目標
独創性を有する研究を推進し、グローバルレベルを目指す。
地域に密着した研究を推進し、医学・医療への貢献を目指す。
- 研究成果の社会への還元等に関する目標
学内の研究情報を社会へ公表する。
研究成果の民間等での活用推進を図る体制を整備する。
社会のニーズに応え、連携研究を促進する。
- 研究の水準及び成果の検証に関する目標
グローバルレベルへの到達度を検証する。
地域社会への貢献度を検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- プロジェクト研究を推進支援するシステムを構築する。
- 研究評価に基づき、研究活動を活性化する。

- 成果の期待できる研究を推進する環境の整備を図る。
- 外部資金の獲得、知的財産等の管理、活用を促進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 地域医療を担う医療従事者の生涯学習及び職業能力の向

留学生に対し修学支援体制を充実させる。

留学生の住宅環境及び生活環境を向上させるための方策を検討する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
独創性のある生命科学の研究を推進する。

地域に特異的な疾患の研究を推進し、健康増進に役立てる。
地域医療の高質化、平等化を推進するシステムを構築する。
重点的に取り組む領域
高次機能維持・遺伝子発現制御・難治性疾患制御の分子基盤の研究
地域に特異的な疾患の調査研究及び病態解明に関する研究
遠隔医療の高質化研究開発と利用促進
成果の社会への還元に関する具体的方策
ホームページに学内の研究情報を公開する。
リエゾンオフィスを設置し、研究成果の活用促進を図る。
- 研究の水準及び成果の検証に関する具体的方策
研究の水準及び成果を、論文数・インパクトファクター等により検証する。
地域社会貢献型の研究は、目標と成果に基づいて検証する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 研究戦略にかかわる企画・立案・推進などの支援を行う研究戦略室を充実させる。
- 研究活動の評価及び評価に基づく奨励制度の導入
研究活動評価体制を充実させ、外部評価を3年毎に行う。
研究活動等の評価に基づき、研究資金について傾斜配分を行う。
高い評価を受けた研究成果に対する顕彰制度を導入する。
- 中央研究施設による研究支援体制の見直し・整備・充実を図る。
- 外部資金の獲得、知的財産管理等に係る具体的方策
競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。
知的財産創出手法、特許の出願や利益相反問題等への対応など、知的財産に関する学内啓発を行い、知的財産の計画的創出を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域の医療従事者に対する生涯学習サービスの実施

<p>上に貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民への予防・健康医学等の啓発活動を行う。 ○ 教育面での社会貢献を推進する。 ○ 国際的な交流・連携・協力活動を推進するための体制を整備する。 ○ 発展途上国への研究支援を行う。 <p>(2) 附属病院に関する目標 医療の質の向上を目指す。</p>	<p>医学教育実践指導センターのスキルズ・ラボラトリーを地域医療従事者の技能の向上・維持のために開放する。</p> <p>遠隔医療センターのシステムを用いた学外の医療機関へのリアルタイムでの医療技術指導、画像診断及び病理診断サービスを拡充する。</p> <p>ホームページにより医薬品情報等の医学・医療情報の発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民への予防・健康医学等の啓発活動及び学習の場を提供する。 年2回以上の公開講座を開催する。 住民の要請に応じて講師を派遣する「旭川医科大学派遣講座」の内容を充実させる。 <p>社会人への教育上の配慮の促進 夜間や夏季・冬季の休業期間中の研究指導等の配慮を継続する。 大学院の長期履修コースの導入を検討する。 平成21年度末までに、医師・看護師以外の専門家を養成するための医科学専攻大学院の設置を検討する。 初期卒後臨床研修終了後の病院勤務医に対して、博士課程（夜間開講）入学を勧める。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度末までに、附属図書館を地域医療従事者へ24時間開放する。 ○ 国際的な交流や留学生の受入れについての体制整備 国際交流企画推進室を設置し、外国大学等との学术交流・留学生交流を一層推進する。 外国人研究者や留学生の宿泊施設を含めた国際交流センターの設置を検討する。 ○ 発展途上国への研究技術供与を行う。 <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者本位の医療の充実・推進 平成16年度末までに、病棟・外来を臓器別・系統別の診療体制にし、専門医療の高度化を図る。 平成18年度末までに、臓器別専門医療間の緊密な連携を図り、総合的医療の充実により全人的医療を目指す。 平成18年度末までに、患者から医療サービスの評価を受ける等、患者参加型の医療を充実させる。 平成20年度末までに、救命救急センターの設置を検討する。 平成16年度中に、医師、コ・メディカルによる緩和ケアチームを結成する。 ○ 診療支援体制の整備 平成18年度末までに、診療業務のさらなる効率化を推進するため、物流部門として医療材料、消耗品の供給の一元管理を行う物流管理システムを導入する。 平成17年度末までに、地域医療機関との連携体制の拡充を目的に、地域医療連携室、総合診療部、救急部、集中治療部、遠隔医療センターを統括した「地域医療総合センター」を設置する。 平成16年度から、次世代遠隔医療ネットワーク制御技術の開発を推進する。 高度先端医療の開発・提供 </p>
--	--

医療従事者の教育の充実を目指す。

業務運営の改善及び効率化を目指す。

医療技術水準の向上のために、高度先端医療の開発・提供を図るほか、新たな治療方法・医療技術等の開発を推進する。

電子カルテシステムを中心とした新病院情報システムを構築する。

病院情報の公開と情報管理

平成18年度までに、診療科、部門別診療実績の公開を検討する。

個人情報等のセキュリティを徹底するため、管理システムを整備する。

○ 医療の質やサービスに対して自己評価や外部評価による評価制度の検討

平成16年度中に、財団法人日本医療機能評価機構の認定を取得することで、病院機能の見直しと恒常的な医療の質の向上を図る。

平成16年度末までに、病院の目標・計画等を評価するため、外部委員を含む評価基準委員会を設置し、自己評価をするための基準の設定を行い、平成17年度から、目標・計画にかかる自己点検を実施し、病院運営の改善等に反映させる。

評価結果については、院内外に周知・公表する。

安全管理（リスクマネジメント）体制の整備

平成16年度から、安全管理からみた医師、コ・メディカル等の勤務体制の見直しと人員配置の適正化を検討する。

平成18年度末までに、安全な医療を提供するため、外部委員の受入等、既存の安全管理体制を見直す。

○ 医療従事者等の教育・研修の充実

平成16年度末までに、総合診療部を中心とした卒後臨床研修センターを整備し、幅広い医療知識と技術を有する臨床医の養成のため、初期臨床研修プログラム等の充実を図る。

平成17年度末までに、院内の医師、コ・メディカル等職員の生涯教育として、各分野の専門的な生涯教育プログラムの作成・実践を行う。

平成17年度末までに、職員の意識改革を図るため、待遇、経営戦略等の研修を実施する。

平成16年度から、地域医療従事者等に対する生涯教育の充実を図るため、遠隔医療システム等を活用した最新の医療知識・技術を学ぶ機会を提供する。

○ 病院長補佐体制の強化

平成16年度から、病院長をサポートし、病院経営戦略を企画・立案・実施するため経営企画部の充実を図る。

平成16年度から、病院長の職務、職責は格段に拡大することに伴ない、十分な補佐体制が必要であることから、副病院長に加え病院長補佐を配置する。

平成17年度から、患者サービスの提供と効率的な運営を目的に、病院給食の質の向上を図る。

自己収入の増加

自費診療（検診等）の積極的導入により、増収を図る。

高度先進医療の提供や特殊外来等における医療の高度化により、増収を図る。

各診療科・部門の収支を明確に示すことにより、職員の意識改革を図る。
地域医療連携室の機能強化により、患者数の増加を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 効果的な組織運営に関する基本方針
学長のリーダーシップの下で、機動的な大学運営を遂行できる運営体制を整備するとともに、教員と事務職員等との連携を強化する。
- 戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針
適正な経営戦略に立った運営、学内資源配分の実現を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針
教育研究の進展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

3 人事の適正化に関する目標

- 教員の流動性を向上させるとともに、教員構成の多様化を推進する。
- 事務職員の専門性の重視と人事交流の促進を図る。
- 研修制度の充実を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 事務組織の見直しを図り、体制を整備する。
- 業務の外部委託等を積極的に活用する。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 科学研究費補助金等の外部研究資金、その他の自己収入の増加を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長を中心とした役員会等の構成員、規模等運営体制の改善点、問題点を検証し、必要に応じ見直しを行う。
- 各種委員会の見直しを行い、必要に応じ構成員に事務職員を加え、委員会等の運営改善を図る。
- 将来性、期待される効果、地域医療への貢献度等を勘案しつつ、戦略的な学内資源配分を図る体制を確立する。
- 内部監査機能の充実に関する具体的方策
業務監査部門を設置し、監査機能を強化する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の見直しの方向性
学部・大学院組織を見直し、教員の適正配置を検討する。併せて学内共同利用施設の組織の見直しを行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 教育研究分野の職に任期制を導入することについて早期に結論を得る。
- 女性教員の割合を増加させる方策を検討する。
- 法人間での教員の流動化を図るため、人事運営上の条件整備を進める。
職員の適性を考慮し、専門的能力を有した人材を育成する。また、組織及び職員個々の活性化のため、他機関との人事交流を積極的に行う。
- 教室系事務職員の再配置を検討する。
- 接遇研修及び監督者研修を含む各種研修に積極的に参加させ、職員の資質の向上を図るとともに、研修指導者を早急に養成する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の見直しを図り、必要に応じて再編・統合するなどの体制を整備する。
- 業務の外部委託等について調査を行い、積極的に推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 競争的資金獲得のため、文部科学省科学研究費補助金の申請を各教員1件以上行う。
外部資金獲得増加の方策として、相談体制を整備し、また、公募外部資金に関する応募

<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理的経費の見直しを行い、効率的・効果的な運用を図るとともに経費の抑制に努める。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学が保有する資産（土地、建物、設備等）の効率的・効果的な運用の基本方針 資産の運用管理にあたっては、増収の観点で常に見直しを行う。 <p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実にに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部評価を厳正に実施し、評価結果を大学運営の改善に十分反映させる。 ○ 教員の行動規範を定め、学内外に周知・公表する。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「開かれた大学」として、教育活動、研究活動、医療活動及びこれらを通じた社会貢献に関する適切な情報の提供の充実を図る。 <p>その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>良好なキャンパス環境を形成するために、全学的な施設・設備の使用状況を点検・評価し、施設、設備の有効活用を促進する。</p>	<p>対象者に対する説明会を随時行う。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務組織の再編・事務等の効率化により、管理的経費の抑制に努める。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 共同利用施設の研究用スペースに対する課金制度の導入等収入増を図る。 <p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実にに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成16年度末までに、点検・評価を担当する評価室を設置するとともに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。 ○ 平成18年度末までに、教員の持つ適性、特性を調べ、それに応じた教員評価システムを導入する。 ○ 平成16年度末までに、セクシャルハラスメントの防止、アルバイトを含む兼業の許可、産学連携の相手との関係などについて、教職員・学生の遵守すべきガイドラインを学内外に周知・公表する。 <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マスメディアを含む各種媒体を介して医学・医療情報を提供するため、情報処理センターや経営企画部を中心とする組織整備を行う。 ○ 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切な形に加工して提供するなど、大学と社会の間の連携機能を充実させる。また、大学のホームページを更に充実させる。 <p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学（附属病院を含む）における施設整備の長期構想を策定する。 ○ 施設の有効利用、効率的運用を実施する。 教育施設・研究施設・共通施設等に適正なスペース配分を行う。 従前の画一的な面積の配分を見直すことにより、各分野の教育研究の特性に応じた弾力的な施設の活用を図るとともに、プロジェクト型の研究や競争的資金による研究のためのスペースを確保する。
---	---

2 安全管理に関する目標

安全管理・健康管理に関する目標

教職員・学生の安全管理・健康管理にかかわる組織体制を充実し、教職員・学生の安全・健康を図るとともに、有害物質・有害エネルギー等の適正な管理を行う。

施設・設備利用管理システムを構築し、施設の有効利用をより促進する。

- 教育研究活動に適切な施設を確保するため、全学的な施設マネジメント体制を確立し、施設の整備及び管理を実施する。
- バリアフリーを促進し、障害者や高齢者等に配慮した施設へ整備する。
施設・設備を長期間有効に活用するために予防的な施設の点検・保守・修繕（プリメンテナンス）を実施できるよう必要となる計画を設定し、実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・健康管理に関する具体的方策

(1) 教職員・学生の安全・健康に関する具体的方策

- 有害物質・有害エネルギー取扱、実験・医療装置類取扱、廃棄物処理等に関する安全・衛生マニュアルを随時点検・見直す。
- 教職員の特殊健康診断対象者を随時見直す。

(2) 有害物質・有害エネルギー等の適正管理に関する方策

- 平成21年度末までに、薬品類の購入・保管・共用・廃棄等の薬品安全管理運用システムを構築する。

(その他の記載事項) (別紙に整理)

予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

出資計画

短期借入金の限度額

長期借入金又は債券発行の計画

重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画

剰余金の使途

施設・設備に関する計画

中期目標		中期計画		年度計画	
別表(学部、研究科等)		別表(収容定員)		別表(学部の学科、研究科の専攻等)	
学部	医学部	平成16年度	医学部 850人 (右医師養成に係る分野 590人)	医学部	医学科 看護学科
研究科	医学系研究科	平成17年度	医学系研究科 152人 (右修士課程 32人 博士課程 120人)	医学系研究科	細胞・器官系専攻 生体情報調節系専攻 生体防御機構系専攻 人間生態系専攻 看護学専攻
		平成18年度	医学部 850人 (右医師養成に係る分野 590人)		
		平成19年度	医学系研究科 152人 (右修士課程 32人 博士課程 120人)		
		平成20年度	医学部 850人 (右医師養成に係る分野 590人)		
		平成21年度	医学系研究科 152人 (右修士課程 32人 博士課程 120人)		